

水俣市告示第115号

水俣市中小企業融資資金利子補給金（令和8年熊本地震対応分）交付要綱を次のように定める。

令和8年10月16日

水俣市長 高岡利治

水俣市中小企業融資資金利子補給金（令和8年熊本地震対応分）交付要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、令和8年熊本地震の影響を受け、経営の安定に支障を生じている市内の中小企業者及び小規模企業者の今後の経営安定を図るため、令和8年8月24日以降に、次の各号のいずれかに該当する融資（以下「当該融資」という。）を受けた中小企業者及び小規模企業者に対し、予算の範囲内において当該融資に係る利子補給金を交付するものとし、その交付については、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号 以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

- （1）熊本県中小企業融資制度要項（平成21年熊本県告示第304号）並びに熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠）実施要領に定める金融円滑化特別資金（セーフティネット保証4号令和8年熊本地震分）及び熊本県金融円滑化特別資金（令和8年熊本地震枠）実施要領に定める金融円滑化特別資金（令和8年熊本地震枠）
- （2）熊本県中小企業融資制度要項及び熊本県小規模事業者おうえん資金実施要領に定める小規模事業者おうえん資金（令和8年熊本地震分）
- （3）日本政策金融公庫が実施する災害貸付又は災害復旧貸付
（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号までに規定する中小企業者をいう。
- （2）小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- （3）事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設、臨時その他の設置が恒常的でないものを除く。）をいう
（受給資格者）

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、当該融資を受けた者で、水俣市内に事業所を有し、当該事業所の経営に関し市税を完納しているものとする。

（受給資格の取消し）

第4条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受給資格を取り消すものとする。

- （1）融資を受けた資金の償還を延滞した場合等で期限の利益を喪失したとき。

(2) 融資の条件を変更したとき。ただし、自然災害等特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(3) 代位弁済を受けたとき。

(4) 営業を取り止めたとき。

(5) 事業所等を市外へ移転したとき。

(利子補給金の額等)

第5条 利子補給金の額は、当該融資を受けた者が、取扱金融機関に毎年1月1日から12月31日までに支払った当該融資に係る利子（延滞利子を除く。）の合計額とする。

2 当該融資に係る利子補給期間は、5年以内とする。

(利子補給金の交付の申請)

第6条 利子補給金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を、水俣商工会議所を経由し、市長へ提出するものとする。

(1) 水俣市中小企業融資資金利子補給金（令和8年熊本地震対応分）交付申請書（様式第1号）

(2) 市税の滞納のない証明書

(3) 1月から12月までの支払利子がわかる書類

(4) 当該融資を受けたことがわかる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は、毎年1月末日とする。

(利子補給金の交付の決定及び額の確定の通知)

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき利子補給金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、水俣市中小企業融資資金利子補給金（令和8年熊本地震対応分）交付決定及び交付確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第8条 この利子補給金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第15条第1項の補助金等交付請求書は、様式第3号のとおりとする。

(受給資格者変更の届出)

第9条 利子補給金の対象となる受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく当該各号に定める変更届を市長に提出しなければならない。

(1) 振込先口座、口座名義人、**事業所**名又は**事業所**の代表者を変更した場合 水俣市中小企業融資資金利子補給金（令和8年熊本地震対応分）受給資格者内容変更届（振込口座）（様式第4号）

(2) 受給資格者が死亡した場合 水俣市中小企業融資資金利子補給金（令和8年熊本地震対応分）受給資格者内容変更届（事業継承）（様式第5号）

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年10月16日から施行し、令和8年8月24日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。